

「電子交換所」設立に伴う手形・小切手のお手続きについて



全国銀行協会は、2022年11月に電子データで手形・小切手の交換を行う「電子交換所」を設立することを決定しました。設立に伴い、全国各地の手形交換所は廃止され、原則すべての手形・小切手の交換業務はイメージデータで交換を行う取扱いに変更されます。お客様のお手続き方法に変更はございませんので、すでにお持ちの手形・小切手についても従来通りご利用いただけます。

1. 手形・小切手用紙への記入に関する留意事項

手形・小切手用紙へのご記入 電子交換所では、手形・小切手の券面の情報を読み取り、データ化のうえ、金融機関間でイメージデータの送受信を行います。そのため、手形・小切手の券面への必要事項以外の書込み（メモ書き等）はお控えください。

(1) 金額欄には、複記しないでください。

金額欄には金額のみ記載し、金額の頭部や末尾に印鑑等を押さないようお願いいたします。

(2) 黒塗り部分には、
文字等を記載しないでください。

(3) 記名なつ印や金額、その他の記載はQRコード欄に重ならないようにしてください。

(4) 銀行渡り印等は、左上の小切手番号、金額欄に重ならないようご注意ください。

※ 2022年11月4日(金)以降より、QRコード付きの新デザインになる金融機関もありますが滋賀県信用組合では当面の間、以前より使用しております手形・小切手用紙を使用します。従いまして、手形用紙・小切手発行手数料の改定は予定しておりません。(すでにお持ちのQRコードの付いていない手形・小切手も引き続きご利用いただけます。)

2. 金額のご記入方法

(1) アラビア数字(算用数字、1,2,3...)でご記入の場合は、チェックライターをご使用ください。金額の頭には「¥」を、その終わりには「※」、「★」の終止符号を印字するほか、**3桁ごとに「,」(カンマ)**を印字してください。

(2) 漢数字でご記入の場合は、文字の間をつめ、下表の漢数字のみを楷書で丁寧に記入してください。金額の頭には「金」を、その終わりには「円」を記入してください。

●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧

(電子手形交換所稼働に伴い、使用可能な漢数字は下表のとおりです。)

	1			2			3		4			5		6			
漢数字	壹	壺	弍	弍	弍	貳	貳	参	参	四	泗	肆	五	伍	六	陸	
	7			8		9		10		100			1,000		10,000		
漢数字	七	漆	質	八	捌	九	玖	拾	什	百	陌	佰	千	仟	阡	万	萬

3. 手形・小切手の記載を間違った場合の訂正方法

- ① 金額を誤記された場合は、訂正せずに新しい手形・小切手用紙を使用してください。
- ② 金額以外の記入事項を訂正される場合は、訂正箇所にお届け印をなつ印することとし、訂正の記入やなつ印を、金額欄、組合名に重ねないでください。

4. 振出日のご記入方法

- ① 和暦にて日付印や消しにくい筆記具を使用して記入してください。
- ② 日付印がかすれたり不鮮明な場合は加筆等をしないで、二条線で抹消し届出印をなつ印のうえ、日付印を押し直してください。手書きの場合も同様をお願いします。

5. 記名印のご記入方法

- ① 届出の記名印を所定の箇所に、鮮明に印字してください。
- ② 記名印にゴミ等がついた場合は、取り除いてから印字してください。
- ③ インクは濃すぎても薄すぎても不鮮明になりますので、試し押しなどして鮮明に印字してください。
- ④ 記名印が経年劣化等で、摩滅や破損により鮮明に印字できない場合は、記名印を作り直すなどして記名印変更の届出を提出してください。

6. 届出印のなつ印方法

- ① 届出の印鑑を記名印の右側に、記名印と重ならないようになつ印してください。
- ② 印鑑は朱肉やゴミ等が溜まりやすいので、定期的に汚れを取り除いて使用してください。
- ③ 印鑑は朱肉が濃すぎても薄すぎても不鮮明になりますので、試し押しなどをして常に鮮明になつ印するようになつ印してください。
- ④ 不鮮明等により印鑑を押し直す場合は、不要な印鑑は二条線で抹消してください。

7. お支払い可能日等の変更

電子交換所による手形・小切手の交換業務開始後は、支払場所が遠隔地の場合、お支払い可能日、時間が早まることがございます。

(1) 払戻可能日の変更内容

種類	変更前		変更後	
	交換所	払戻可能日	電子交換所	払戻可能日
手形	滋賀県	支払期日の翌営業日 資金決済後	全国	支払期日の翌営業日 (15時30分以降)

	滋賀県以外	支払期日の翌々営業日 または 支払期日	
小 切 手	滋賀県	お口座ご入金 の翌々営業日	お口座ご入金 の翌々営業日 (15時30分以降)
	滋賀県以外	支払金融機関に郵送され た小切手が到着日以降	

(2) 電子手形交換所を経由しない取立

電子交換所による手形・小切手の交換業務開始後は、原則としてすべての手形・小切手は電子交換所を経由して決済されることとなります。しかしながら、以下のいずれかに該当する場合、電子交換所を経由することができませんので、個別に取立となります。

- ① 電子交換所に交換呈示することができない一部証券類（預金通帳等）の取立を行う場合
- ② 手形・小切手の支払場所となる金融機関が電子交換所に参加していない場合
- ③ その他何らかの事情により個別の取立が必要となる場合

8. 当座勘定規定の改定について

電子交換所の決済開始日である2022年11月4日（金）より、当座勘定規定を改定いたします。なお、改定後の規程は既に当座勘定をご利用のお客さまにも適用されます。

当座勘定規定とともに「約束手形用法」「為替手形用法」「小切手用法」についても改定いたします。各種用法の改定日も2022年11月4日（金）といたしますが、本ご案内以降、可能な限り速やかに各用法に則した記載を頂きますようお願い申し上げます。

詳しくは、別紙「当座勘定規定改定に係る新旧対照表」をご覧ください。

9. 代金取立手数料の改定

(1) 改定日 令和4年11月2日（水）受付分より、改定させていただきます。

(2) 代金取立手数料の改定内容（1通につき）

(消費税込)

現 状		改定後		現状比	
代金取立	本支店宛	220 円	電子交換分※1 (当組合／他行一律)	660 円	+440 円
	県内他行宛	220 円			
	県外他行宛	880 円	個別取立分※2	1,100 円	+220 円
	組戻料	880 円	組戻手数料	1,100 円	+220 円
	店頭呈示料	660 円	店頭呈示料	廃止	
	不渡手形返却料	880 円	不渡手形返却料	1,100 円	+220 円

※1. 電子交換所参加金融機関に限ります。

※2. 電子交換所不参加金融機関への取立の場合など、郵送で取立を行うものです。

(前記7.(2)参照)

以上

<当座預金規定(一般用)>

改正後(新)	改正前(旧)
<p>第7条(手形、小切手の支払)</p> <p>(1)小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のために呈示された場合には、当座勘定から支払います。</p> <p><u>(2)前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること(その旨について書面の交付を求めることを含みます)があります。</u></p> <p>(3)当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。</p>	<p>第7条(手形、小切手の支払)</p> <p>① 同左</p> <p>追加</p> <p>同左</p>
<p>第8条(手形、小切手用紙)</p> <p>(1)当組合を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当組合が交付した用紙を使用してください。</p> <p>(2)当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。</p> <p>(3)前2項以外の手形または小切手については、当組合はその支払をしません。</p> <p><u>(4)当座勘定から支払をした手形または小切手のうちに、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあった場合には、直ちに当組合宛に連絡してください。</u></p> <p><u>(5)手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を当組合所定の手数料と引換えに交付します。</u></p> <p><u>(6)当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。</u></p> <p><u>(7)前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当組合所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当組合が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</u></p>	<p>第8条(手形、小切手用紙)</p> <p>① 同左</p> <p>② 同左</p> <p>③ 同左</p> <p>追加</p> <p>④手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には必要と認められる枚数を実費で交付します。</p> <p>追加</p>
<p>第9条(支払の範囲)</p> <p>(1)呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当組合はその支払義務を負いません。</p> <p>(2)呈示された手形、小切手は、呈示日の15時までに当座勘定に受入れまたは振込された資金により支払います。なお、万一、15時以降に入金した資金を支払に充当したとしても当組合は責任を負いません。</p> <p>(3)<省略></p>	<p>第9条(支払の範囲)</p> <p>① 同左</p> <p>呈示された手形、小切手は、呈示日の15時までに当座勘定に受け入れまたは振り込まれた支払資金により支払います。なお、15時以降に入金した支払資金を支払に充当したとしても当組合は責任を負わないものとします。</p> <p>② (一部文言削除)</p> <p>③ <省略></p>
<p>第17条(保険事故発生時におけるお客さまからの相殺)</p> <p>(1)～(2)<省略></p> <p>(3)第1項により相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到達した日までとして、利率、料率は当組合の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済すること</p>	<p>第17条(保険事故発生時における預金者からの相殺)</p> <p>①～② <省略></p> <p>③第1項により借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当組</p>

改正後（新）	改正前（旧）
<p>により発生する損害金等の取扱いについては当組合の定めによるものとします。</p> <p>(4)～(5) <省略></p>	<p>合に到達した日までとして、利率、料率は当組合の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては、当組合の定めによるものとします。（一部文言追加）</p> <p>④～⑤ <省略></p>
<p>第 18 条（印鑑照合等）</p> <p>(1) 手形、小切手または諸届書類に使用された印影または署名 <u>（電磁的記録により当組合に画像として送信されるものを含みます）</u> を、届出の印鑑または署名鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱う場合、その手形、小切手、諸届書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。</p> <p>(2) 手形、小切手として使用された用紙 <u>（電磁的記録により当組合に画像として送信されるものを含みます）</u> を、相当の注意をもって第 8 条の交付用紙であると認めて取扱う場合は、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。</p> <p>(3) <省略></p>	<p>第 18 条（印鑑照合等）</p> <p>①手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、（以下同左）（一部文言追加）</p> <p>②手形、小切手として使用された用紙を、相当の注意をもって（以下同左）（一部文言追加）</p> <p>③<省略></p>
<p>第 20 条（<u>線引小切手</u>の取扱い）</p> <p>(1) <u>線引小切手</u> が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつまたは届出の署名があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。</p> <p>(2) <省略></p>	<p>第 20 条（線引き小切手の取扱い）</p> <p>①線引き小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。（一部文言削除）</p> <p>②<省略></p>
<p>第 26 条（取引の制限等）</p> <p>(1) 当組合は、<u>お客さま</u> の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、<u>お客さまの職業、事業の内容、在留資格、在留期間、取引目的等のお客さまに関する情報および具体的な取引の内容等、当組合が指定する情報（以下、総称して「お客さま情報等」といいます。）</u> に関して、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。<u>また、お客さま情報等に変更があった場合には、すみやかに当組合へ届け出てください。</u></p> <p><u>(2) お客さまから正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない、または届出いただくべき事項の届出がない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。</u></p> <p>(3) 第 1 項の各種確認や資料の提出の求めに対するお客さまの回答、具体的な取引の内容、<u>お客さまの説明内容</u> およびその他の事情を考慮して、当組合がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそ</p>	<p>第 26 条（取引の制限等）</p> <p>①当組合は、<u>預金者</u> の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</p> <p>（条文追加および第 2 項と分割）</p>

改正後（新）	改正前（旧）
<p>れがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の<u>全部</u>または一部を制限する場合があります。</p> <p>(4) 1年以上利用のない預金口座は、払戻し等の預金取引の一部を制限する場合があります。</p> <p>(5) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当組合の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当組合所定の方法により届出るものとします。当該お客さまが当組合に届出た在留期間が超過した場合、払戻し等の預金取引の一部を制限することができるものとします。</p> <p>(6) <u>第2項から第3項</u>に定めるいずれの取引の制限についても、<u>お客さま</u>からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当組合が認める場合、当組合は当該取引の制限を解除します。</p>	<p>②前項の各種確認や資料の提出の求めに対する<u>預金者</u>の回答、具体的な取引の内容、<u>預金者</u>の説明内容およびその他の事情を考慮して、当組合がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。（一部条文変更及び追加）</p> <p>③ <u>左記（4）に同じ</u></p> <p>④ <u>左記（5）に同じ</u></p> <p>⑤<u>前4項</u>に定めるいずれの取引の制限についても、<u>預金者</u>からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当組合が認める場合、当組合は当該取引の制限を解除します。（一部条文追加変更）</p>
<p>第27条（解約）</p> <p>(1) <省略></p> <p><u>(2) この当座勘定は、次の各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、次の各号の一にでも該当する場合には、当組合はこの当座勘定の開設をおことわりするものとします。また、前項のほか、次の各号の一にでも該当し、当組合が取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの取引を停止し、または解約の通知することによりこの当座勘定を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当組合は責任を負いません。また、この解約により当組合に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。</u></p> <p>①当座勘定開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</p>	<p>第27条（解約）</p> <p>①<省略></p> <p>② <u>前項のほか、次の各号の一にでも該当し、当組合が取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの当座勘定を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当組合は責任を負いません。また、この解約により当組合に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。</u></p> <p>(条文変更)</p> <p>1. 当座勘定開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</p> <p>2. <u>この預金の預金者が第24条に違反した場合</u> (第27条第5項第2号に変更)</p> <p>3. <u>この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、また</u></p>

改正後（新）	改正前（旧）
<p>②本人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」といいます。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合</p> <p>A～E＜省略＞</p> <p>③本人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合</p> <p>A～ E＜省略＞</p> <p>(3) 当組合が解約の通知を届出の住所にあてて発信した場合に、その通知が延着しまたは到達しなかったときは、通常到達すべきときに到達したものとみなします。</p> <p>(4) <u>電子</u>交換所の取引停止処分を受けたために、当組合が解約する場合には、到達のいかんにかかわらず、その通知を発信した時に解約されたものとします。</p> <p><u>(5) 次の各号のいずれかに該当した場合には、当組合はこの預金取引を停止し、またはお客さまに通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当組合が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。</u></p> <p><u>①この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合</u></p> <p><u>②お客さまが第24条に違反した場合</u></p> <p><u>③この預金が本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合</u></p> <p><u>④法令で定める本人確認等における確認事項、および第26条第1項で定める当組合からの通知等による各種確認や提出された資料が偽りである場合</u></p> <p><u>⑤この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると当組合が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で当組合が預金口座の解約が必要と判断した場合</u></p> <p><u>⑥第26条第2項および第3項に定める取引の制限等に係る事象が1年以上に渡って解消されない場合</u></p> <p><u>⑦第1号から第6号の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当組合からの確認に応じない場合</u></p>	<p>はそのおそれがあると合理的に認められる場合 (第27条第5項第5号に変更)</p> <p>4. 同左</p> <p>5. 同左</p> <p>③同左</p> <p>④手形交換所の取引停止処分を受けたために、当組合が解約する場合には、到達のいかんにかかわらず、その通知を発信した時に解約されたものとします。 (追加)</p>
<p>第28条（取引終了後の処理）</p> <p>(1) この取引が終了した場合には、その終了前に振出された約束手形、小切手または引受けられた為替手形であっても、当組合はその支払義務を負いません。</p> <p>(2) 前項の場合には、未使用の手形用紙、小切手用紙は直ちに当店へ返却するとともに、当座勘定の決済を完了してください。</p>	<p>第28条（取引終了後の処理）</p> <p>同左</p>
<p>第29条（<u>電子</u>交換所規則による取扱い）</p> <p>(1) この取引については、前各条のほか、<u>電子</u>交換所の規則に従って処理するものとします。</p> <p>(2) <u>電子</u>交換所で災害、事変等のやむをえない事由により緊急措置がとられている場合には、第7条の第1項にかかわらず、呈示期間を経過した手形についても当座勘定から支払うことができるなど、その緊急措置に従って処理するもの</p>	<p>第29条（<u>手形</u>交換所規則による取扱い）</p> <p>①この取引については、前各条のほか、<u>関係のある手形</u>交換所の規則に従って処理するものとします。</p> <p>②<u>関係のある手形</u>交換所で災害、事変等のやむをえない事由により緊急</p>

改正後（新）	改正前（旧）
<p>とします。 (3) 前項の取扱いによって生じた損害については、当組合は責任を負いません。</p>	<p>措置がとられている場合には、第7条の第1項にかかわらず、呈示期間を経過した手形についても当座勘定から支払うことができるなど、その緊急措置に従って処理するものとします。 ③同左。</p>
<p>(削除)</p>	<p><u>第30条（個人情報センターへの登録）</u> <u>個人取引の場合において、つぎの各号の事由が一つでも生じたときは、その事実を銀行協会の運営する個人情報センターに5年間（ただし、下記第3号の事由の場合のみ6か月間）登録し、同センターの加盟会員ならびに同センターと提携する個人情報機関の加盟会員は自己の取引上の判断のため利用できるものとします。</u> 1. <u>差押、仮差押、支払停止、破産等信用欠如を理由として解約されたとき。</u> 2. <u>手形交換所の取引停止処分を受けたとき。</u> 3. <u>手形交換所の不渡報告に掲載されたとき。</u></p>
<p><u>第30条（休眠預金等活用法に係る異動事由）</u> <u>この預金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下、「休眠預金等活用法」といいます。）にもとづく異動事由として取扱います。</u> (1) <u>払戻し、預入れ、振込の受入れ、振込による払戻し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと。（当組合からの利息の支払に係るものを除きます。）</u> (2) <u>手形または小切手の呈示その他の第三者による支払の請求があったこと。（当組合が当該支払の請求を把握することができる場合に限りります。）</u> (3) <u>お客さま等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと。（この預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限りります。）</u> ① <u>公告の対象となる預金であるかの該当性</u> ② <u>お客さま等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受取る住所地</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>第31条（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）</u> (1) <u>この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。</u> ① <u>第30条に掲げる異動が最後にあった日</u> ② <u>将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日</u> ③ <u>当組合がお客さま等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知</u></p>	<p>(新設)</p>

改正後（新）	改正前（旧）
<p><u>がお客さまに到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知がお客さまの意思によらないで返送された時を除く）に限り、</u></p> <p><u>④この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日</u></p> <p><u>(2)第1項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、次に掲げる事由に応じ、定める日とします。</u></p> <p><u>①預入期間、計算期間または償還期間の末日</u></p> <p><u>②初回の満期日後に次に掲げる事由が生じたこと 当該事由が生じた期間の満期日</u></p> <p><u>(a)引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動（当組合からの利子の支払に係るものを除きます。）があったこと（平成31年3月10日午前7時以前については、当該事由が生じた日）</u></p> <p><u>(b)手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当組合が当該支払の請求を把握することができる場合に限り、）。</u></p> <p><u>(c)お客さま等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り、）</u></p> <p><u>(i)公告の対象となる預金であるかの該当性</u></p> <p><u>(ii)公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</u></p>	
<p><u>第32条（休眠預金等代替金に関する取扱い）</u></p> <p><u>(1)この預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの預金に係る債権は消滅し、お客さま等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。</u></p> <p><u>(2)前項の場合、お客さま等は、当組合を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合が承諾したときは、お客さまは、当組合に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。</u></p> <p><u>(3)お客さま等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当組合に委任します。</u></p> <p><u>①この預金について、振込み、口座振替その他の方法により、第三者からの入金または当組合からの入金であつて法令または契約に定める義務にもとづくもの（利子の支払に係るものを除きます。）が生じたこと</u></p> <p><u>②この預金について、手形または小切手の提示その他の第三者による債権の支払の請求が生じたこと（当組合が当該支払の請求を把握することができる場合に限り、）</u></p> <p><u>③この預金に係る休眠預金等代替金の支払を債権の目的とする強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例</u></p>	<p>(新設)</p>

改正後（新）	改正前（旧）
<p>による処分を含みます。)が行われたこと</p> <p><u>④この預金に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと</u></p> <p><u>(4)当組合は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、お客さま等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。</u></p> <p><u>①当組合がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること</u></p> <p><u>②この預金について、第3項第2号に掲げる事由が生じた場合には、当該支払への請求に応じることを目的として預金保険機構に対して休眠預金等代替金の支払を請求すること</u></p> <p><u>③前項にもとづく取扱いを行う場合には、お客さま等が当組合に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと</u></p>	
<p>第33条 規定の変更</p> <p><u>この規定は、民法第548条の4の規定にもとづき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに、当組合ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより変更出来るものとします。</u></p>	<p>第31条（規定の変更）</p> <p>①この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示・当組合ウェブサイト（ホームページ）への掲載その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。</p> <p>②前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</p> <p>（条文改正）</p>
<p>（削除）</p>	<p>第32条（規定の交付）</p> <p><u>①規定の交付について、印刷した規定の配布、もしくは、当組合ウェブサイト（ホームページ）への掲載等の方法により行うこととします。</u></p> <p>②印刷した規定の交付を特に希望する場合は、当組合窓口へ申し出てください。</p>

【小切手用法・約束手形用法・為替手形用法 の追加】

<小切手用法 >

1. この小切手用紙は、当店における貴方名義の当座勘定にかぎり使用し、他の当座勘定に使用したり、他人に譲り渡すことはしないでください。
2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお、先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うこととなりますからご承知おきください。
3. 小切手のお振出しにあたっては、金額、振出日などを明確に記入し、記名なつ印に際しては、当店へお届けのご印章を使用してください。なお、改ざん防止のために消しにくい筆記具を使用してください。
4. (1) 金額は所定の金額欄に記入してください。
(2) 金額をアラビア数字（算用数字、1、2、3…）で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、金額の終りには※、★などの終止符号を印字してください。なお、文字による複記はしないでください。

- (3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、壹、弐、参、拾など改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、金額の終りには「円」を記入してください。
- 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい小切手用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正個所にお届け印をなつ印してください。
 - 小切手用紙の下辺余白部分（クリアーバンド）は使用しないでください。
 - 小切手用紙は大切に保管し、万一、紛失、盗難などの事故があったときは、当組合所定の用紙によりただちに届出てください。
 - 小切手用紙は、当組合所定の受取書に記名なつ印（お届け印）のうえ請求してください。

●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧（追加）

	1			2				3		4			5		6	
漢数字	壹	壺	弐	弐	弐	貳	貳	参	参	四	泗	肆	五	伍	六	陸

	7			8		9		10		100			1000			10000	
漢数字	七	漆	質	八	捌	九	玖	拾	什	百	陌	佰	千	仟	阡	万	萬

<その他>金、円、圓（円の異体字）、億

※お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。

< 約束手形用法 >

- この手形用紙は、当店における貴方名義の当座勘定にかぎり使用し、他の当座勘定に使用したり、他人に譲り渡すことはしないでください。
- 手形のお振出しにあたっては、金額、住所、支払期日を明確に記入し、記名なつ印に際しては、当店へお届けのご印章を使用してください。住所の記載があれば振出地の記入は省略することができます。なお、改ざん防止のために消しにくい筆記具を使用してください。
- 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、できるだけ記入してください。
- (1) 金額は所定の金額欄に記入してください。
(2) 金額をアラビア数字（算用数字、1、2、3…）で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、金額の終りには※、★などの終止符号を印字してください。なお、文字による複記はしないでください。
(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、壹、弐、参、拾など改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、金額の終りには「円」を記入してください。
- 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正個所にお届け印をなつ印してください。
- 手形用紙の右上辺、右辺ならびに下辺（クリアーバンド）などの余白部分（下図斜線部分）は使用しないでください。
- 手形用紙は大切に保管し、万一、紛失、盗難などの事故があったときは、当行所定の用紙によりただちに届出てください。
- 手形用紙は、当組合所定の受取書に記名なつ印（お届け印）のうえ請求してください。

< 為替手形用法 >

- この手形用紙を用紙のままで他人に譲り渡すことはしないでください。
- 手形のお振出しにあたっては、支払人（引受人）が金融機関と当座勘定取引があることをできるだけ確かめてください。

3. 手形のお振出しにあたっては、金額、住所、支払期日などを明確に記入してください。
住所の記載があれば振出地の記入は省略することができます。なお、改ざん防止のために消しにくい筆記具を使用してください。
4. 振出日、支払人、受取人の記載は手形要件となっておりますから、できるだけ記入してください。
5. (1) 金額は所定の金額欄に記入してください。
(2) 金額をアラビア数字（算用数字、1、2、3…）で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、金額の終りには※、★などの終止符号を印字してください。
なお、文字による複記はしないでください。
(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、壱、弐、参、拾など改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、金額の終りには「円」を記入してください。
6. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正個所にお届け印をなつ印してください。
7. 当店を支払場所とする手形のお引受けにあたっては、支払地、支払場所などを明確に記入のうえ、記名なつ印には、当店へお届けのご印章を使用してください。
8. 手形用紙の右上辺、右辺ならびに下辺（クリアーバンド）などの余白部分（下図斜線部分）は使用しないでください。
9. 手形用紙は大切に保管してください。当店を支払場所とする手形について、万一、紛失、盗難などの事故があったときは、当行所定の用紙によりただちに届出てください。
10. 手形用紙は、当組合所定の受取書に記名なつ印（お届け印）のうえ請求してください。

以上

別紙2【当座勘定規定改正に係る新旧対照表（改正日：2022年11月4日）】

<当座勘定規定（専用約束手形口用）>

改正後（新）	改正前（旧）
<p>第7条（手形の支払）</p> <p>(1) <省略></p> <p><u>(2)前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます）があります。</u></p> <p>(3) 当座勘定の払戻しの場合には、当組合所定の請求手続をしてください。</p>	<p>第7条（手形の支払）</p> <p>① <省略></p> <p>新設</p> <p>② 同左</p>
<p>第8条（手形用紙）</p> <p>(1) <省略></p> <p><u>(2)当座勘定から支払をした専用約束手形のうちに、本人が振出したものではない手形や改ざんが疑われるものがあつた場合には、直ちに当組合宛に連絡してください。</u></p> <p>(3) 手形用紙の請求があつた場合には必要と認められる枚数を交付します。</p> <p><u>(4)当座勘定から支払をした専用約束手形の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。</u></p> <p><u>(5)前項の期間を経過した場合において、本人から請求があつたときは、当組合所定の手続きによって当該手形の写しを交付します。ただし、当組合が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</u></p> <p>(6) 専用約束手形用紙以外の手形用紙は交付しません。</p>	<p>第8条（手形用紙）</p> <p>① <省略></p> <p>新設</p> <p>② 同左</p> <p>新設</p> <p>新設</p> <p>③ 専用約束手形用紙以外の手形用紙および小切手用紙は交付しません。（一部削除）</p>
<p>第10条（支払の範囲）</p> <p>(1) <省略></p> <p>(2) 呈示された手形は、呈示日の15時までに当座勘定に受け入れまたは振り込まれた支払資金により支払います。なお、15時以降に入金した支払資金を支払に充当したとしても当組合は責任を負わないものとします。</p> <p>(3) <省略></p>	<p>第10条（支払の範囲）</p> <p>① <省略></p> <p>② 呈示された手形、小切手は、呈示日の15時までに当座勘定に受け入れ（以下同左）（一部削除）</p> <p>③ <省略></p>
<p>第16条（印鑑照合等）</p> <p>(1) 手形、請求書、諸届け書類等に使用された印影または署名（<u>電磁的記録により当組合に画像として送信されるものを含みます</u>）を届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、その手形、請求書、諸届け書類等につき、偽造、変造その他の事故があつても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。</p> <p>(2) 手形として使用された用紙（<u>電磁的記録により当組合に画像として送信されるものを含みます</u>）を、相当の注意を持って第8条の交付用紙であると認めて取扱いましたうへは、その用紙につき模造、変造、流用があつても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。</p> <p>(3) <省略></p>	<p>第16条（印鑑照合等）</p> <p>① 手形、請求書、諸届け書類等に使用された印影または署名を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、（以下同左）</p> <p>② 手形として使用された用紙を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いましたうへは、（以下同左）</p> <p>③ <省略></p>
<p>第24条（解約）</p> <p>(1)～(4) <省略></p> <p>(5) 電子交換所の取引停止処分を受けたために、当組合が解約する場合には、到達のいかんにかかわらず、その通知を発信した時に解約されたものとします。</p> <p>(6) <省略></p>	<p>第24条（解約）</p> <p>①～④ <省略></p> <p>⑤ 手形交換所の取引停止処分を受けたために、（以下同左）</p> <p>⑥ <省略></p>

改正後（新）	改正前（旧）
<p>第 26 条（<u>電子</u>手形交換所規則による取扱い）</p> <p>(1) この取引については、前各条のほか、<u>電子</u>交換所の規則に従って処理するものとします。</p> <p>(2) <u>電子</u>交換所で災害、事変等のやむをえない事由により緊急措置が取られている場合には、第 7 条の第 1 項にかかわらず呈示期間を経過した手形についても当座勘定から支払う事ができるなど、その緊急措置に従って処理するものとします。</p> <p>(3) <省略></p>	<p>第 26 条（<u>手形</u>交換所規則による取扱い）</p> <p>①この取引については、前各条のほか、<u>関係のある手形</u>交換所の規則に従って処理するものとします。</p> <p>②<u>関係のある手形</u>交換所で災害、事変等のやむをえない事由により緊急措置がとられている場合には(以下同左)</p> <p>③<省略></p>
<p>(削除)</p>	<p>第 27 条（<u>個人情報情報センターへの登録</u>）</p> <p><u>個人取引の場合において、次の各号の事由が一つでも生じたときは、その事実を銀行協会の運営する個人情報センターに 5 年間（ただし、下記第 3 号の事由の場合のみ 6 か月間）登録し、同センターの加盟会員ならびに同センターと提携する個人情報機関の加盟会員は自己の取引上の判断のため利用できるものとします。</u></p> <p><u>1. 差押、仮差押、支払停止、破産等信用欠如を理由として解約されたとき。</u></p> <p><u>2. 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。</u></p> <p><u>3. 手形交換所の不渡報告に掲載されたとき。</u></p>
<p>第 27 条（<u>休眠預金等活用法に係る預金者等</u>）</p> <p><u>この預金について、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」といいます。）にもとづき預金者等とは、預金者その他の預金等に係る債権を有する者をいうものとします。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>第 28 条（<u>休眠預金等活用法に係る最終異動日等</u>）</p> <p><u>(1) この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。</u></p> <p><u>①第 30 条に掲げる異動が最後にあった日</u></p> <p><u>②将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日</u></p> <p><u>③当組合がお客さま等に対して休眠預金等活用法第 3 条第 2 項に定める事項の通知を發した日。ただし、当該通知がお客さまに到達した場合または当該通知を發した日から 1 か月を経過した場合（1 か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日まで）に通知がお客さまの意思によらないで返送された時を除く）に限ります。</u></p> <p><u>④この預金が休眠預金等活用法第 2 条第 2 項に定める預金等に該当することとなった日</u></p>	<p>(新設)</p>

改正後（新）	改正前（旧）
<p><u>(2)第1項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、次に掲げる事由に応じ、定める日とします。</u></p> <p><u>①預入期間、計算期間または償還期間の末日</u></p> <p><u>②初回の満期日後に次に掲げる事由が生じたこと 当該事由が生じた期間の満期日</u></p> <p><u>(a) 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動（当組合からの利子の支払に係るものを除きます。）があったこと（平成31年3月10日午前7時以前については、当該事由が生じた日）</u></p> <p><u>(b) 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当組合が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。）。</u></p> <p><u>(c) お客さま等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。）</u></p> <p><u>(i) 公告の対象となる預金であるかの該当性</u></p> <p><u>(ii) 公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所</u> <u>地</u></p>	
<p><u>第29条（休眠預金等代替金に関する取扱い）</u></p> <p><u>(1)この預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの預金に係る債権は消滅し、お客さま等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。</u></p> <p><u>(2)前項の場合、お客さま等は、当組合を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合が承諾したときは、お客さまは、当組合に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。</u></p> <p><u>(3)お客さま等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当組合に委任します。</u></p> <p><u>①この預金について、振込み、口座振替その他の方法により、第三者からの入金または当組合からの入金であって法令または契約に定める義務にもとづくもの（利子の支払に係るものを除きます。）が生じたこと</u></p> <p><u>②この預金について、手形または小切手の提示その他の第三者による債権の支払の請求が生じたこと（当組合が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。）</u></p> <p><u>③この預金に係る休眠預金等代替金の支払を債権の目的とする強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと</u></p> <p><u>④この預金に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと</u></p> <p><u>(4)当組合は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、お客さま等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。</u></p> <p><u>①当組合がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること</u></p> <p><u>②この預金について、第3項第2号に掲げる事由が生じた場合に</u></p>	(新設)

改正後（新）	改正前（旧）
<p><u>は、当該支払への請求に応じることを目的として預金保険機構に対して休眠預金等代替金の支払を請求すること</u> <u>③前項にもとづく取扱いを行う場合には、お客さま等が当組合に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと</u></p>	
<p>第30条（規定の変更） <u>この規定は、民法第548条の4の規定にもとづき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに、当組合ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより変更出来るものとします。</u></p>	<p>第28条（規定の変更） <u>①この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示・当組合ウェブサイト（ホームページ）への掲載その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。</u> <u>②前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u></p>
<p>（削除）</p>	<p>第29条（規定の交付） <u>①規定の交付について、印刷した規定の配布、もしくは、当組合ウェブサイト（ホームページ）への掲載等の方法により行うこととします。</u> <u>②印刷した規定の交付を特に希望する場合は、当組合窓口へ申し出てください。</u></p>

【約束手形用法の追加】

< 約束手形用法 >

1. この手形用紙は、当店における貴方名義の当座勘定にかぎり使用し、他の当座勘定に使用したり、他人に譲り渡すことはしないでください。
2. 手形のお振出しにあたっては、金額、住所、支払期日を明確に記入し、記名なつ印に際しては、当店へお届けのご印章を使用してください。住所の記載があれば振出地の記入は省略することができます。なお、改ざん防止のために消しにくい筆記具を使用してください。
3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、できるだけ記入してください。
4. (1) 金額は所定の金額欄に記入してください。
(2) 金額をアラビア数字（算用数字、1、2、3…）で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、金額の終りには※、★などの終止符号を印字してください。なお、文字による複記はしないでください。
(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、壱、弍、参、拾など改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、金額の終りには「円」を記入してください。
5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印をなつ印してください。
6. 手形用紙の右上辺、右辺ならびに下辺（クリアーバンド）などの余白部分（下図斜線部分）は使用しないでください。
7. 手形用紙は大切に保管し、万一、紛失、盗難などの事故があったときは、当行所定の用紙によりただち

に届出てください。

8. 手形用紙は、当組合所定の受取書に記名なつ印（お届け印）のうえ請求してください。

●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧（追加）

	1			2				3		4			5		6	
漢数字	壹	尙	弍	弍	弍	貳	貳	参	参	四	泗	肆	五	伍	六	陸

	7			8		9		10		100			1000			10000	
漢数字	七	漆	質	八	捌	九	玖	拾	什	百	陌	佰	千	仟	阡	万	萬

<その他>金、円、圓（円の異体字）、億

※お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください

以上